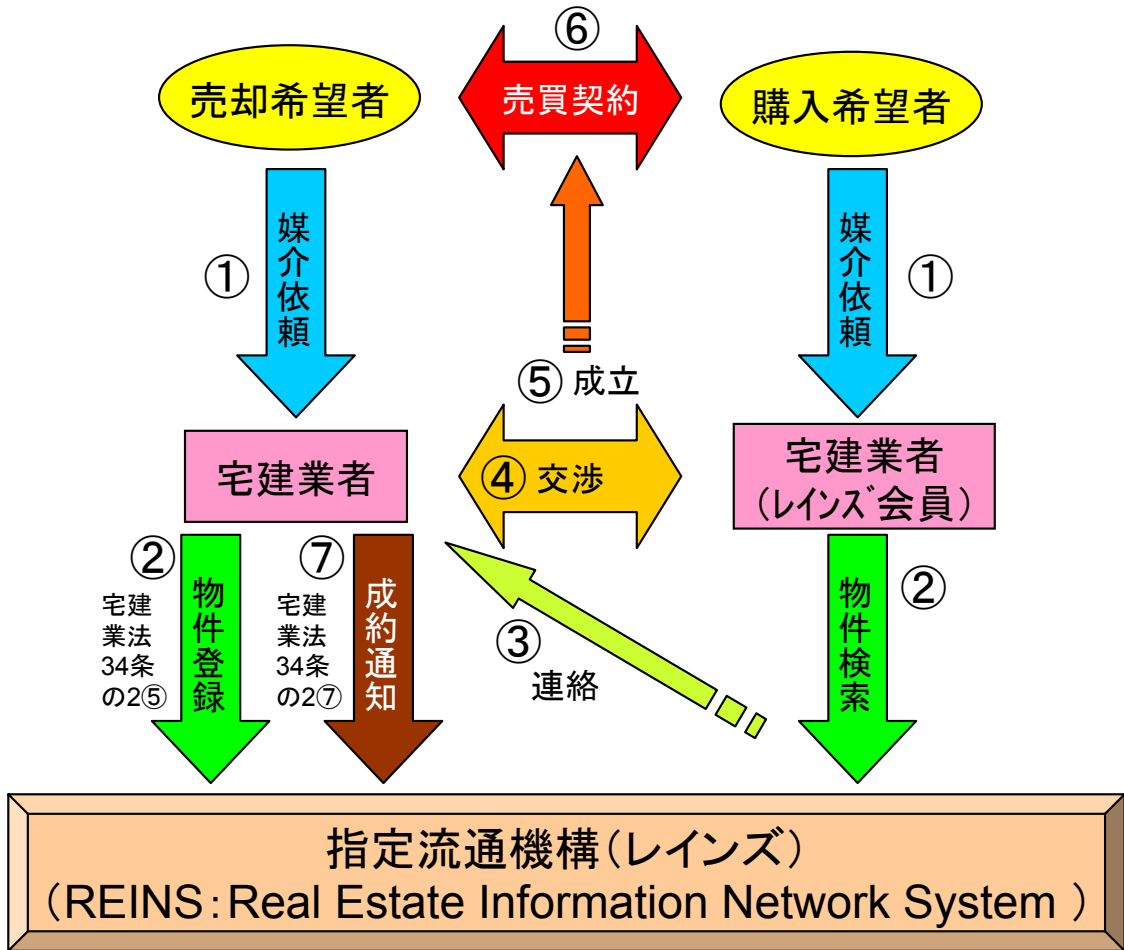


指定流通機構と不動産取引の流れ



○指定流通機構(レインズ)について

指定流通機構制度は、昭和63年5月の宅地建物取引業法の改正(平成2年5月施行)により創設された。

現在、指定流通機構は全国に4つ(東日本、中部圏、近畿圏、西日本)設置されており、会員業者数は4機構合計で約135,000社となっている。

<指定流通機構の役割>

①専任媒介契約等による売買物件等を登録し、宅建業者間で広く情報を交換することにより、適正かつ迅速な不動産取引の成立と流通の円滑化を促進

②宅建業者から登録された個別の成約情報をもとに、戸建住宅や中古マンションに係る最新3ヶ月の平均取引価格等を市況情報として、不動産流通機構のホームページにおいて消費者に公開することにより、不動産取引市場の透明化を促進

